

**情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書**

平成29年度

和歌山市

総務局総務部市政情報課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	8
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	9
3 部分開示、不開示の理由別内訳	10
4 請求者の内訳	10
5 不服申立ての処理状況	11
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	12
2 資料コーナーの利用状況	12
3 主な配架資料	14
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	15
2 個人情報保護制度の概要	15
3 個人情報保護制度の経緯	20
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報取扱事務の総数	23
2 目的外利用・外部提供の総数	24
3 個人情報開示請求等の処理状況	25
4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	26
5 部分開示、不開示の理由別内訳	27
6 不服申立ての処理状況	27
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	28
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	28
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	29
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	30
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	30

<資料編>

1 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第34号～第35号） ······ 31

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとすることが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有效地に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあっては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があった日から起算して15日以内(やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。)に開示決定等(開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。)をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者的権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3 サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手続

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するよう努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手続については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
平成 2年 3月 1日	○文書管理研究会設置 各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成 4年 4月 ～5月	○先進都市調査実施 総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成 4年 6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成 4年12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） 委員／学識経験者15名
平成 5年12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成 6年 4月 1日	○総務部に市政情報課を設置
平成 6年 7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成 7年 8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成 9年 4月 1日	○公文書公開制度を所管する市政情報課を総務課に統合
平成10年 4月 1日	○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額（告示）
平成11年 8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設

平成 11 年 10 月 6 日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正
平成 11 年 10 月 8 日	○交際費関係書類の公開を開始 ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成 12 年 1 月 1 日	○和歌山市情報公開条例第 20 条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート ・制度を実施した法人 和歌山市土地開発公社 財団法人和歌山市都市整備公社 財団法人和歌浦湾水産公社 財団法人和歌山市文化体育振興事業団 財団法人和歌山市中小企業労働者福祉サービスセンター 財団法人和歌山市福祉公社 有限会社和歌山管理サービス 和歌山市清掃株式会社
平成 12 年 4 月 1 日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・和歌山市議会が実施機関に加わる。 ○市政情報室を新設し、情報公開制度の所管を総務課から市政情報室に移行
平成 12 年 9 月 28 日	○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成 13 年 1 月 1 日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行 ○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成 13 年 4 月 1 日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除 ○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成 15 年 4 月 1 日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を 1 枚 20 円から 1 面 10 円に減額

平成 15 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成 17 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記 ・和歌山市手数料条例一部改正（公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備）
平成 18 年 4 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成 19 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成 19 年 10 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化法の施行に伴い、第 7 条第 1 号ウ「及び日本郵政公社」を削除

平成23年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (公益財団法人への移行に伴う規則改正) <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成24年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・出資法人である「財団法人和歌山市都市整備公社」を「公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団」に改称 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴い「総務局」を「総務公室」に改める。
平成26年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社解散に伴い削除
平成27年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価書の第三者点検を和歌山市情報公開・個人情報保護審議会が行うこととするための改正 ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚 直径120ミリメートル 50円）追加
平成27年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴い「総務公室」を「総務局」に改める。
平成27年10月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱い規定を追加
平成28年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

平成29年度の請求件数（申出を含む。）は202件でした。
開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区分		請求件数	処理状況(件)				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
開示請求	29年度	167	26	132	6	0	3
	28年度	279	59	191	27	0	2
	27年度	161	27	127	4	0	3
	26年度	200	32	148	20	0	0
	25年度	178	30	132	15	1	2
開示申出	29年度	35	8	24	3	—	0
	28年度	34	7	24	1	—	2
	27年度	29	7	19	3	—	0
	26年度	30	15	11	3	—	1
	25年度	17	4	9	2	—	2

* 1件の請求で複数の処理を行ったものがあるため、請求件数と処理状況の件数は一致しない場合があります。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区分		29年度
市長	市長公室	1
	総務局	9
	危機管理局	1
	財政局	3
	市民環境局	26
	健康局	11
	福祉局	3
	産業まちづくり局	32
	建設局	13
	出納室	0
小計		99
教育委員会		94
選挙管理委員会		0
人事委員会		0
監査委員		0
農業委員会		1
固定資産評価審査委員会		0
公営企業管理者 (水道局)		5
消防長		1
議会		2
合計		202

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

第7条区分	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
(1) 個人情報	131	161	115	121	123
(2) 法人等事業活動情報	59	144	122	47	42
(3) 意思形成過程情報	4	7	—	1	1
(4) 事務事業執行情報	78	126	70	104	84
(5) 公共の安全等に関する情報	—	2	—	1	—
(6) 法令秘情報	—	—	2	2	—

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

4 請求者の内訳

請求者の区別別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区別別請求件数

区分	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
市内に住所を有する者	133	239	130	162	150
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	17	19	16	20	14
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	16	16	14	16	14
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	1	5	1	2	—

5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
不服 申 立 て	異議申立て			—	5	1
	審査請求	2	15	—	—	—
	合 計	2	15	—	5	1
処 理 状 況	棄 却	15	—	3	—	—
	認 容	—	—	—	1	—
	一部認容	—	—	1	—	1
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	1
	合 計	15	—	4	1	2

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するためには資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけますよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多数の市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

平成29年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区分		利用件数	写しの交付数
一般	情報提供申出に係る写しの交付	605	
	閲覧	621	
	行政資料の写しの交付	229	
	刊行物の販売	163	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	3	
	交際費の閲覧又は写しの交付	0	
	和歌山市公報の販売	0	
	小計	1,621	・白黒 7,000面 ・カラー 611面 ・FD 0枚 ・録音テープ 0本 ・光ディスク 71枚
職員	閲覧	46	
	資料の貸出	21	
	小計	67	
合計		1,688	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
平成28年度版 職員録	1,000円	1冊	1,000円
平成29年度版 職員録	1,000円	125冊	125,000円
第5次和歌山市 長期総合計画	2,380円	2冊	4,760円
都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	3,780円	1冊	3,780円
H24年都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	1,500円	1冊	1,500円
H11年都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	1,050円	1冊	1,050円
平成28年版 統計資料	250円	20冊	5,000円
平成28年度版 和歌山市の環境	700円	1冊	700円
和歌山市建築物における駐車施設の附置に関する条例	360円	1冊	360円
中高層建築物に関する指導要綱	180円	4冊	720円
道路位置指定取扱要領	400円	7冊	2,800円
都市計画 2016	1,840円	1冊	1,840円
平成28年度 わかやまし産業ファイル	300円	1冊	300円
平成29年度予算内示資料	300円	4冊	1,200円
平成30年度予算内示資料	360円	5冊	1,800円
平成29年9月 定例市議会議案 予算説明書	510円	1冊	510円
平成29年12月 定例市議会議案 予算説明書	610円	1冊	610円
平成29年12月 定例市議会議案 予算説明書(その4)	710円	1冊	710円
平成29年2月 定例市議会議案 予算説明書	4,240円	1冊	4,240円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000円	46.20冊	231,000円
合 計		225.20冊	388,880円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区分		資料名等
市長公室	政策調整部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやまなど
総務局	総務部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書など
	企画部	・第5次和歌山市長期総合計画 ・和歌山市新エネルギー・統計資料など ・政策研究グループ報告書 ・事務報告書など
危機管理局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・和歌山市避難所マップ ・和歌山市津波避難計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画など
財政局	財政部	・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政など
	税務部	・市税概要 ・市税のしおりなど
市民環境局	市民部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・第3次和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針など
	環境部	・第2次和歌山市環境基本計画 ・和歌山市地球温暖化防止実行計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要など
健康新局	保険医療部	・和歌山市日常生活圏域ニーズ調査報告書 ・国民年金事務の概要など
	健康推進部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書など
福祉局	社会福祉部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・第5期和歌山市高齢者福祉計画など
	こども未来部	・次世代育成支援行動計画 ・和歌山市父子手帳など
産業まちづくり局	産業部	・わかやまし産業ファイル ・和歌山市中心市街地活性化基本計画など
	観光国際部	・わかやまし観光ガイド ・史跡和歌山城など
	農林水産部	・市場年報 ・アグリルネッサンス ・和歌山の漁業など
	都市計画部	・和歌山市の都市計画 ・和歌山市都市計画マスター・和歌山市緑の基本計画 ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領など
建設局	建設総務部	・防災マップ 洪水版 ・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧など
	住宅部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画など
	下水道部	・下水道の概要 ・公共下水工事パンフレットなど
出納室		・和歌山市歳入歳出決算書など
教育委員会	教育総務部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育など
	学校教育部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみなど
	生涯学習部	・写真に見る戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・市民図書館要覧 ・和歌山市立博物館研究紀要など
選挙管理委員会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみなど
人事委員会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告など
監査委員会		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書など
農業委員会		・農地資料など
(水道局)	経営管理部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書など
	工務部	・水質年報など
消防局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画など
議会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だよりなど
和歌山県		・和歌山県統計年鑑 ・和歌山県環境白書 ・和歌山県港湾統計など
国等		・各種白書 ・日本統計年鑑 ・官報 ・会計検査のあらましなど
雑誌		・月刊ガバナンス ・地方自治職員研修 ・自治実務セミナーなど
その他		・現行日本法規 ・地方行財政調査資料 ・住民基本台帳人口要覧 ・ふるさと和歌山市 ・各種辞典 ・各種年鑑など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

(2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

(3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

(4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

(5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

- (ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。
- (イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。
- (ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。
- (エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

- (ア) 法令秘情報
- (イ) 医療情報
- (ウ) 未成年者情報
- (エ) 第第三者情報
- (オ) 法人等事業活動情報
- (カ) 公共の安全等に関する情報
- (キ) 意思形成過程情報
- (ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聞くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

(12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

(13) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(14) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

イ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があつた場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決又は決定を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があつたときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であつて、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和 57 年 12 月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成 8 年 2 月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成 9 年 2 月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記され、担当を総務部とする。
平成 9 年 4 月 1 日	○組織改正 ・総務部情報システム課が企画部に移管されたため、個人情報保護制度に関する検討は総務部総務課が引き継ぐこととなる。
平成 10 年 4 月 27 日 ～ 5 月 29 日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成 10 年 8 月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成 12 年 3 月 29 日	○個人情報保護制度検討部会（第 1 回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成 12 年 4 月 17 日	○個人情報保護制度検討部会（第 2 回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成 12 年 4 月 26 日	○個人情報保護制度検討部会（第 3 回）の開催 議題・総則的事項について
平成 12 年 5 月 10 日	○個人情報保護制度検討部会の（第 4 回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成 12 年 5 月 25 日	○個人情報保護制度検討部会（第 5 回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成 12 年 6 月 5 日	○個人情報保護制度検討部会（第 6 回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）

平成 12 年 6 月 14 日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について
平成 12 年 6 月 16 日	○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成 12 年 6 月 30 日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成 12 年 9 月 28 日	○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成 13 年 1 月 1 日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成 13 年 4 月 1 日	○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成 15 年 4 月 1 日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚 20 円から 1 面 10 円に減額
平成 15 年 8 月 25 日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成 16 年 4 月 1 日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成 20 年 4 月 1 日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い規定を整備）
平成 24 年 4 月 1 日	○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 ・出資法人である「財団法人和歌山市都市整備公社」を「公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団」に改称 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正 ・組織改正に伴い「総務局」を「総務公室」に改める。

平成25年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成26年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社解散に伴い削除
平成27年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚 直径120ミリメートル 50円）追加 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
平成27年10月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
平成28年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

平成29年度末の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況 (平成29年度末現在)

実 施 機 関 名		届出件数
市 長	市 長 公 室	1 6
	総 務 局	4 7
	危 機 管 理 局	2 1
	財 政 局	3 2
	市 民 環 境 局	1 5 7
	健 康 局	1 6 5
	福 祉 局	1 7 4
	産 業 ま ち づ く り 局	1 4 0
	建 設 局	1 1 2
	出 納 室	1
小 計		8 6 5
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	1 5 6
	選 举 管 理 委 員 会	2 1
	人 事 委 員 会	1 0
	監 察 委 員 会	5
	農 業 委 員 会	9
	固 定 資 産 評 價 審 査 委 員 会	2
	公 営 企 業 管 理 者 (水 道 局)	5 5
	消 防 長	8 7
	議 会	1 2
	全 庁 共 通	1 2
	合 計	1 , 2 3 4

2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ個人情報の提供をしたときは、市長に届け出こととなっています。

平成29年度末の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数

(平成29年度末現在)

実 施 機 関 名		届出件数
市 長	市 長 公 室	1
	総 務 局	28
	危 機 管 理 局	0
	財 政 局	18
	市 民 環 境 局	44
	健 康 局	88
	福 祉 局	73
	産 業 ま ち づ く り 局	18
	建 設 局	10
	出 納 室	1
小 計		281
教 育 委 員 会		40
選 挙 管 理 委 員 会		5
人 事 委 員 会		4
監 察 委 員 会		0
農 業 委 員 会		2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		1
公 営 企 業 管 理 者 (水 道 局)		21
消 防 長		30
議 会		3
全 庁 共 通		2
合 計		389

3 個人情報開示請求等の処理状況

平成29年度の開示請求件数は377件（その内、簡易開示請求199件）ありました。
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求等処理状況（件数）

区分	請求件数	処理状況（件）				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
29年度	377	318	53	4	0	2
28年度	345	281	59	3	0	2
27年度	384 (訂正請求1件を含む)	308 (訂正請求1件を含む)	63	3	0	10
26年度	396	355	34	1	0	6
25年度	9, 692	9, 501	57	51	3	80

* 訂正請求0件

* 利用停止請求0件

* 文書不存在の場合は、不開示の処理としています。

* 26年度より介護保険認定調査情報等の請求は所管替えとなっています。

4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

平成29年度の開示請求件数は377件（その内、簡易開示請求199件）ありました。実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区分		29年度
市長	市長公室	1
	総務局	0
	危機管理局	0
	財政局	3
	市民環境局	34
	健康新局	35
	福祉局	99
	産業まちづくり局	1
	建設局	0
	出納室	0
小計		173
教育委員会		0
選挙管理委員会		0
人事委員会		199 (199)
監査委員		0
農業委員会		0
固定資産評価審査委員会		0
公営企業管理者 (水道局)		0
消防長		5
議会		0
合計		377 (199)

5 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5のとおりです。

表5 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理由		29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
第 15 条 内 訳	(1)法令秘情報	—	1	—	—	—
	(2)医療情報	—	1	—	—	—
	(3)未成年者情報	—	—	1	—	—
	(4)第三者情報	38	53	52	31	50
	(5)法人等事業活動情報	25	43	32	15	20
	(6)公共の安全等情報	—	—	3	—	—
	(7)意思形成過程情報	1	—	—	—	—
	(8)事務事業執行情報	11	4	3	—	—
文書不存在		13	2	—	—	14

* 適用条項欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

* 不開示理由が複数存在するものがあるため、処理件数と第15条内訳の件数は一致しません。

6 不服申立ての処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表6のとおりです。

表6 不服申立ての処理状況（件数）

		29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
不服申立て	異議申立て	—	—	1	1	3
	審査請求	1	—	—	—	—
	合計	1	—	1	1	3
処理状況	棄却	—	—	—	2	—
	認容	—	—	—	—	1
	一部認容	—	—	—	—	—
	却下	—	—	—	—	—
	取下げ	—	—	1	—	1
	合計	—	—	1	2	2

* 平成29年度審査請求1件は、平成30年度へ継続中です。

6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

平成29年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第42回	平成29年 7月 4日 (火)	諮問第38号についての審議 諮問第39号から第51号についての審議
第43回	平成29年 9月 6日 (水)	諮問第38号についての審議
第44回	平成29年10月25日 (水)	諮問第39号から第51号についての審議 諮問第38号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第38号)

開示請求に係る公文書の件名	子ども会安全共済会加入申込書等関係資料
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	平成28年10月27日
開示決定年月日	平成28年11月4日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象公文書が不存在のため
審査請求年月日	平成28年11月28日
諮問年月日	平成29年3月16日
答申年月日	平成29年11月8日
審査会の結論	教育委員会が行った、対象公文書が存在であることを理由とする不開示決定は、妥当である。

(諮問第39号～第51号)

開示請求に係る公文書の件名	市内13の子ども会に関する、和歌山市青少年課が和歌山市子ども会連絡協議会及び単位子ども会に関わり職務上作成し、取得した一切の文書（2015年度分）（ただし、活動実績計画書、活動収支予算書、会員名簿、活動実施報告書、活動収支決算書及び領収書を除く。）
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	平成28年6月27日
開示決定年月日	平成28年7月26日 平成28年9月9日（追加決定）
決定の内容	部分開示決定
不開示理由	個人情報、法人情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	平成28年10月21日
諮問年月日	平成29年3月16日
答申年月日	平成29年11月8日
審査会の結論	教育委員会が行った、個人情報、法人情報及び事務事業執行情報が記載された部分を不開示とした決定は、妥当である。

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿 (平成30年4月1日現在)

	氏 名	役 職 名
会 長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委 員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委 員	森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授
委 員	千賀 祥一	茶道家

7 情報公開・個人情報保護審議会 の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

平成29年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第95回	平成29年 8月30日（水）	本市が保有する障害者の個人情報を県に外部提供する際の本人通知の省略について 救急支援スマートフォンアプリ運用に係る個人情報の外部提供及び本人通知の省略について
第96回	平成29年11月 9日（木）	特定個人情報保護評価書の点検について
第97回	平成30年 3月16日（金）	図書館システムにおける個人情報に関する通信回線による電子計算機の結合について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

	氏 名	役 職 名
会 長	田中 祥博	弁護士
職務代理	小泉 真一	弁護士
委 員	内尾 文隆	和歌山大学システム情報学センター 副センター長
委 員	小林 茂	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会长
委 員	千森 睦子	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科 教授
委 員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 准教授
委 員	大西 敏夫	公募
委 員	松田 容典	公募

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第34号)

答 申

和教青少第265号から和教青少第277号までで諮問のあった13件（諮問第39号から諮問第51号まで）においては、13ある子ども会に係るものをそれぞれ個別に開示請求したものであり、内容は同一のものであること、子ども会が異なるのみでそれ以外は同一のものであること及び審査請求人並びに実施機関がそれぞれ同一であることから、一括して審議を行い、判断することとした。

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に係る文書について、和歌山市教育委員会が不存在を理由に、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成28年10月27日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、2014年度分及び2015年度分の、別表に掲げる13の子ども会に係る「子ども会安全共済会の加入申込書及び加入者名簿」（以下「文書①」という。）、「スポーツ安全保険加入依頼書及び加入者名簿」（以下「文書②」という。）及び「子ども会年間計画書」（以下「文書③」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年11月4日、実施機関は、文書①、文書②及び文書③（以下「対象公文書」という。）について、請求日時点では保有しておらず不存在であるとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成28年11月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諒問

平成29年3月16日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 全国子ども会安全共済会及びスポーツ安全保険の加入時には、対象公文書の情報が根拠として必要であり、それらの根拠なしに加入手続を行ったとは考えられず、存在することに疑いの余地はない。
- (2) また、同様に全国子ども会安全共済会及びスポーツ安全保険の要する経費を負担するため、実施機関が子ども会安全会負担金（以下「負担金」という。）を支出するに当たり、根拠書類が無ければ手続ができないはずであり、これらの根拠となる対象公文書を取得していないというのは、違法な支出となることから、不存在は考えられない。
- (3) 負担金に係る実施機関の支出について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成28年12月20日付で住民監査請求がなされた。それに対する監査結果報告（和歌山市監査委員公表第2号）によると、「監査の実施により、支出の根拠となる証拠書類が存在する」としている。この中には、対象公文書のうち文書①及び文書②が含まれている。このことから、対象公文書は存在していることは明らかである。また、実施機関が作成した弁明書において、対象公文書は和歌山市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）に返還していると主張するが、同弁明書の作成日は平成29年2月6日であり、これは上記監査結果報告と同日であることから、少なくとも弁明書作成時には対象公文書を保有していることは明らかである。このことから、弁明書作成時に対象公文書を保有しているということは、開示請求当時から保有していることが強く推認される。このことからも、実施機関の説明は誤っていると言わざるを得ない。
- (4) よって、実施機関は、不開示決定を取り消し、改めて対象公文書を開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

負担金の交付額の確定に当たり、市子連からの負担金補助事業等実績報告書の提出に際し、市子連から対象公文書の提示があり、負担金補助事業等実績報告書の内容と照合する形で審査を行い、金額を確定したうえで、精算手続を行っているものである。これら提示された対象公文書は、内容を確認した後、市子連に返還しており、開示請求当時に保有していなかったものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要

な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び異議申立人双方の主張を検討し、争点となっている対象公文書の存否について、公正な判断を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

審査会が確認したところ、対象公文書は、子ども会の子ども及び指導者が加入する全国子ども会安全共済会及び指導者が加入するスポーツ安全保険に要する経費に関し、実施機関が市子連に支払いをする負担金の金額の算定根拠となるものである。

争点となっている対象公文書の存在の有無について、審査会は、実施機関に対し、直接口頭で質疑を行い、聴取した。それによると、対象公文書については、負担金算定の際に確かに存在していたものであるが、負担金算定後、市子連に返却したことである。また、監査委員会に対象公文書のうち文書①及び文書②を提出していることについては、住民監査請求がなされた後、監査委員からの指示により、市子連から改めて取り寄せたものであるとのことである。なお、これら文書①及び文書②については、監査委員から、市民に対する説明責任を果たすためにも、公金の支出の根拠となる書類は保管しておくべきであるとの指摘があったことから、現在は実施機関内で保管しており、それについては、審査請求人に対して別途開示しているとのことである。また、文書③については、文書①及び文書②に添付されて提出があったものの、直接負担金算出の根拠とならないため、改めて取得はしていないとのことであった。

これらを踏まえ、実施機関が行った決定の妥当性について検討したところ、公金支出に係る根拠資料を保有していないという事務取扱の妥当性はともかくとして、開示請求の時点において対象公文書が不存在であったという実施機関の説明に特に不合理な点はなく、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

3 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年　月　日	処理内容
平成29年 3月16日	諮詢書の受理
平成29年 7月 4日 (第42回審査会)	審議
平成29年 9月 6日 (第43回審査会)	審議
平成29年10月25日 (第44回審査会)	審議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	役職名	備考
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	
湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事	

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第35号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成28年6月27日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し「和歌山市青少年課が和歌山市子ども会連絡協議会及び単位子ども会に関わり職務上作成し、取得した一切の文書（2015年度分）（ただし、活動実績計画書、活動収支予算書、会員名簿、活動実施報告書、活動収支決算書及び領収書を除く。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月26日、実施機関は、別紙に掲げる文書1から文書3までを開示する決定（以下「第1回目開示決定」という。）を行った。平成28年9月9日、改めて別紙に掲げる文書4から文書31までを追加で開示する決定（以下「第2回目開示決定」という。）を行った。

3 審査請求

平成29年10月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 質問

平成29年3月16日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求について質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、いまだ開示されていない公文書を含めた開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 第1回目開示決定は、2週間の開示延長を行ったにも関わらず、別表に掲げる文書わずか26枚の文書しか開示されなかった。本件請求は実施機関内の青少年課が保有する公文書に限つたものであるが、本件請求とは別に、実施機関全体として本件請求の対象となる公文書を保有していないかを確認するべく、実施機関内の連絡調整を行う部署である教育政策課に対し、本件請求と同趣旨の開示請求を行ったところ、青少年課が保有している公文書として、146枚の資料が開示された。この教育政策課の開示と同時に、青少年課があわてて教育政策課が開示した文書と同一のものを追加で開示した。本件請求は青少年課が作成又は取得した一切の文書の開示を求めたものであるにも関わらず、第2回目開示決定で開示された文書は教育政策課に開示請求を行わなければ開示されなかつた文書であり、すなわち当初から隠蔽を意図したものであった。
- (2) また、第2回目開示決定により開示された文書には、別紙に掲げる文書32が欠落していた。別紙に掲げる文書32については、本件請求とは別の開示請求によってすでに公開されたが、本来、本件請求に対して開示されるべきものであり、これについても、隠蔽していたことは明らかである。
- (3) これらのことから、別紙に掲げる文書1から文書32以外にも本件請求に係る文書が隠蔽されていると考えられる。実際、実施機関は和歌山市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）が総会を開催するに当たり、和歌山市役所本庁舎14階にある会議室の予約手続きを行っていることが本件請求とは別の開示請求によって確認できている。これは、実施機関が事務局として機能していることの証拠であり、実施機関の職員が職務として市子連の文書を作成又は保有していることが強く推認できる。
- また、以前に別途開示請求に基づき開示された公文書には、市子連の所在地が和歌山市七番丁23番地と記載されてあった。これは和歌山市役所の所在地と同一であり、これについても実施機関内に事務局があることの証拠である。ゆえに、市子連の総会を始めとする運営に関する書類は実施機関が作成しており、それは公文書に当たることから開示すべきである。
- (4) 実施機関は、第2回開示決定の際にも、追加で決定が行われた理由についての明確な説明がなく、開示に真摯に取り組んでいるとは考えられない。このことから、これら以外にも公文書が存在すると思われる。
- (5) よって、実施機関は、不開示決定を取り消し、改めて開示されていない文書を含めた公文書の開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 第2回目開示決定により追加で開示をした理由として、審査請求人が開示請求の際、具体的な文書の特定がなかったところ、以前より請求人は補助金等公金の支出に関わる文書の開示を求めていたという事実に鑑みて、子ども会安全会負担金に関する文書を指すと判断し、同文書を開示したものである。しかし、第1回目開示の際、審査請求人からの指摘により、審査請求人が意図するものが他にもあることが判明したため、追加で開示したものである。
- 2 第2回目開示決定について、別紙に掲げる文書32を含めて開示すべきところ、開示漏れにより同文書を開示していなかった。それについては、審査請求人自身から、後日別途開示請求があつたため、開示している。
- 3 審査請求人は、実施機関と市子連の事務局（以下「事務局」という。）は一体のものであると主張しているが、市子連はあくまで市とは別の団体であり、実施機関内に事務局があるということはない。よって、実施機関は市子連の運営上の書類を作成することはなく、また、取得することもない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

本件事案について、審査請求人は実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、争点となっている公文書の特定の妥当性について、公正な判断を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

- (1) 審査請求の対象について、審査請求人に確認したところ、すでに手元に開示されている文書（別紙に掲げる文書32を含む。）以外の文書の開示を求めるものであるとのことであった。このことから、審査会は、実施機関が開示した文書の一部を不開示としていることについては審査の対象とせず、別紙に掲げる文書1から文書32までの文書以外の文書の存否を審査することとする。
- (2) 審査請求人は、事務局が実施機関内にあるとし、担当課職員が職務として事務局の業務を行っていると推察されることから、開示された公文書以外にも、事務局としての文書を保管しているはずであると主張している。このことについて、審査会は、実施機関に対し、直接口頭で質疑をおこなったところ、便宜上、市子連の所在地として市役所の所在地を使用する場合もあるが、あくまで外部の団体であり、実施機関が事務局として業務を行うことはないとのことであった。

(3) 審査請求人は、実施機関が公文書を隠蔽していると主張しており、その根拠の一つとして、開示が2回に分かれたことを挙げている。すなわち、第1回目開示決定の際、審査請求人が実施機関に対し、本件請求の対象となる公文書の特定が不十分であることを指摘したことにより、第2回目開示決定がなされたことから、第1回目開示決定の時点では第2回目開示決定に係る公文書については、隠蔽を意図していたというものである。これについて、審査会は実施機関に直接口頭で質疑を行ったところ、審査請求人は常々、負担金関係の公文書の開示請求を行っていたことから、今回も負担金に関するものを開示すればよいと判断してしまったとのことである。また、第1回目開示決定に基づき審査請求人に開示する際に、審査請求人からの指摘を受けたため、改めて追加決定を行ったものであり、隠蔽を意図したものでないとのことであった。

(4) その他

これらを踏まえ、実施機関が行った決定の妥当性について検討したところ、実施機関の審査請求人に対する説明不足については問題が残るもの、実施機関の説明に特に不合理な点はなく、審査請求人に対して開示した文書以外の文書の存在をうかがわせる具体的な事情を確認することもできなかった。

3まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4付言

審査請求人は、本件請求の対象となる公文書の特定が必ずしも適切に行われていないのではないか、という不信感を持っていることがうかがわれる。本件請求に際し、実施機関は、開示請求の時点でその請求内容を十分に検討し、対象を特定すべきであった。今後の開示決定等に当たっては、その対象となる公文書の特定について、慎重に検討し、適切に対処することが望まれる。

審査会の処理経過

年　月　日	処理内容
平成29年 3月16日	諮詢書の受理
平成29年 7月 4日 (第42回審査会)	審議 実施機関への意見聴取
平成29年 9月 6日 (第43回審査会)	審議 審査請求人の口頭意見陳述 実施機関への意見聴取
平成29年10月25日 (第44回審査会)	審議

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	役職名	備考
千賀 祥一	茶道家	
谷口 拓	弁護士	
廣谷 行敏	弁護士	会長
森下 順子	和歌山信愛女子短期大学保育科准教授	
湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事	

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
平成29年度

平成30年10月発行
和歌山市総務局総務部市政情報課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL 073-435-1314 (直通)
FAX 073-425-0377